

地域計画

策定年月日	令和7年2月20日
更新年月日	令和8年7月27日 (第1回)
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	蓮田市 (11238)
地域名 (地域内農業集落名)	駒崎地域 (駒崎東部、駒崎中部、駒崎西部)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	45.0 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	45.0 ha
② 田の面積	40.5 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	4.5 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0.4 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	9.3 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	- ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	- ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

本地域は、市の中央から北部に位置する綾瀬川沿いの平坦部に連坦する農地45.0haであり、そのうち、40.5haが田である。田は、土地改良事業が平成6、7年度に行われ、現在では駒崎転作組合が行う、ブロックローテーションによる集団輪作体系が確立されている。基盤整備が行われていない地域では、作業効率が悪く新たな新たな担い手が現れない。

地域計画策定に向けたアンケート調査の結果、今後の農業経営の意向として拡大が2%、縮小が28%、現状維持が68%となっており、高齢化や後継者不足により、今後も自己所有農地の耕作を駒崎転作組合に依頼する要望が多い。対して、駒崎転作組合としても、組合員の高齢化や後継者不足により、将来的な組合員の減少が見込まれる。

地域で、生産組合を組織し、担い手として一部農地の集積を行っているが、農業従事者の高齢化に伴い離農者が年々増加している。そのため、長期的な担い手確保、農地の集約・集積を進める。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

地域計画策定に向けたアンケート調査の結果、今後の農業経営の意向として現状維持が68%いることから、駒崎転作組合のブロックローテーション集団輪作体系を継続していく。

農業の生産効率の向上を図るため、基盤整備未実施地区の用排水路、道路及び区画の拡大化等について、基盤整備を進める。

作物は、小麦、大豆、米等の集団輪作を行い、大豆と小麦の2毛作により、収益力強化を図る。生産面は、市や農協から補助を受けて購入した組合所有の農業機械を使用し効率的な農作業を行う。また、管理面では、病害虫防除のための薬剤散布はラジコンヘリやドローンを使用し集団的に行う。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地中間管理機構への貸付けを進めつつ、担い手への農地の集積・集約化を基本とする。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	63	%	将来の目標とする集積率 83 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
農地中間管理機構の活用により、団地化(集約化)の取組を周知し、今後も引き続き、担い手への農地集積・集約を進め、団地面積の増加を目指す。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組	
規模拡大を目指す農業者に対して農地の集積・集約化を図ることを基本としつつ、自作を含め、多様な担い手による農用地の有効利用を目指す。	
(2)農地中間管理機構の活用方法	
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付けることを中心に、段階的に担い手への農地の集積・集約化を進める。	
(3)基盤整備事業への取組	
農業の生産効率の向上を図るため、用排水路、道路及び区画の拡大化等について、基盤整備を進める。	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組	
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、関係機関と連携し相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組	
駒崎転作組合の事務局を南彩農業協同組合中部営農経済センターが担っている。また、(株)スカイテックがラジコンヘリを使用した病虫害防除のための薬剤散布を行っている。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】	
・ラジコンヘリやドローンを使用することで、集団的に農薬散布を行い、その結果、農薬使用量が少なくなる。 ・多面的機能支払交付金活動組織である駒崎環境保全組合を中心に、地域で農地や農業用排水路の保全・管理等が行われている。	

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 15 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農		麦、大豆、水稻	18.87 ha	- ha	麦、大豆、水稻	20.80 ha	- ha	A	
認農		水稻	0.35 ha	- ha	水稻	0.84 ha	- ha	B	
認農		水稻	2.07 ha	- ha	水稻	2.42 ha	- ha	C	
認農		水稻	0.96 ha	- ha	水稻	1.14 ha	- ha	D	
利用者		水稻	1.16 ha	- ha	水稻	1.16 ha	- ha	E	
利用者		水稻	0.16 ha	- ha	水稻	0.19 ha	- ha	G	
利用者		水稻	0.94 ha	- ha	水稻	1.15 ha	- ha	H	
利用者		水稻	0.33 ha	- ha	水稻	0.95 ha	- ha	I	
認農		水稻	0.00 ha	- ha	水稻	4.29 ha	- ha	J	
認農		露地野菜	2.34 ha	- ha	露地野菜	2.34 ha	- ha	K	
利用者		水稻	0.16 ha	- ha	水稻	0.41 ha	- ha	M	
利用者		水稻	0.20 ha	- ha	水稻	0.52 ha	- ha	N	
利用者		水稻	0.33 ha	- ha	水稻	0.99 ha	- ha	O	
利用者		水稻	0.23 ha	- ha	水稻	0.20 ha	- ha	P	
利用者		水稻	0.16 ha	- ha	水稻	0.18 ha	- ha	Q	
計	15経営体		28.26 ha	0 ha		37.58 ha	0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	(株)スカイテック	農薬散布	麦・大豆・水稻

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

- 注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
- 注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
- 注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。